

沼津市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

沼津市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

本市教育基本構想に掲げる「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」の実現には、教育職員が心身ともに健康で、子供たちと向き合う時間を確保することがもっとも大切である。

学校現場における最適な人的配置を進めることはもとより、働き方改革を通じて、教育職員自らが業務の「精選」、「効率化」を進めるという意識を醸成し、教育委員会においても、本計画を学校と連携して、確実に推進していくものである。

また保護者や地域とも、本計画の趣旨を共有し、本市の未来を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長を実現することを目指していく。

(2) 現状

本市では、令和6年度に「教員の働き方改革に向けた教育委員会の支援・指導の在り方」を示し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 32 時間	23%	0.2%
中学校	月 37 時間	30%	0.3%
高校	月 52 時間	50%	16%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間を上回る割合を0%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数は、小中学校は現状を維持、高校は10日以上とする。
【小中学校 18日、高8日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者割合を、10%以内まで減少させる。
【小中高 11.6%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進するとともに、コミュニティ・スクールの活動等を通して、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○ 児童生徒が補導された時の対応

- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・静岡県「スクールロイヤー活用事業」等の積極的な活用を促すとともに、学校が孤立しないよう、教育委員会においても、当該苦情及び要求等への対応支援を行う。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答

- ・調査内容等を精査するとともに、デジタル技術を活用し、負担軽減を図る。

○ 学校プール施設・設備の管理(小中学校)

- ・現在、小学校のプール授業を自校の施設で実施している学校においては、今後、施設更新時期に合わせ、民間事業者への委託を検討し、管理等の負担軽減を図る。

○ 中学校部活動(中学校)

- ・部活動指導員の配置とともに、「沼津市部活動地域移行取組方針」に基づき、休日活動については、令和 10 年度、平日活動については、令和 13 年度までに、地域展開を実現する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 授業準備

- ・小中学校での教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務を支援する、スクールサポートスタッフを配置するとともに、ICT機器や生成 AI などの活用を積極的に推進する。

○ 学習評価や成績処理

- ・小中学校での採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務を支援する、スクールサポートスタッフを配置するとともに、ICT機器等の活用を推進する。
- ・高校でのデジタル採点システムの活用による採点業務の効率化を推進する。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材、日本語指導に係る支援員等を配置し、教職員との協働を促進する。

(2) 学校における措置の推進

【小中学校】

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定するとともに、今後、週 25

時間を目途としていく。

- ・当初の目的が形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、勤務時間内(～16 時 30 分)における放課後の活動時間の設定など、日課表の工夫を行う。
- ・電話対応については、17 時を目途に自動音声の対応とすることを、今後検討していく。
- ・デジタル技術の活用により、保護者からの提出書類のデジタル化や押印書類の削減などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、49%から 60%にする。

【高校】

- ・高校では、保護者との連絡等、教員間の校内連絡にデジタルツールを活用するなど効率化、ペーパーレス化を進める。また、公立高校入学者選抜業務のデジタル化による業務の軽減を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施可能とする体制を構築する。
- ・勤務間インターバルを 11 時間を目安とするよう確保に取り組む。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、小中学校における定時退校日を週1日以上設定するよう推進する。高校では、引き続き週に1日定時退校日を設ける。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市 HP で公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレ

スチェックの結果から把握する。

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。